

生活保護法による指定施術機関に対するチェック体制について

1 レセプト点検員による点検 【毎月11日～月末】

点検員が各区役所・支所保健福祉センターを巡回し、前月以前に実施された施術に係るレセプト(施術報酬明細書)について、療養費の支給基準に沿った請求が行われているか、整形外科等との重複受診になっていないか等の観点から点検を行う。

点検の結果、過誤又は疑義のあるレセプトについては、点検員から施術者へ確認の電話を入れたうえで、請求額の減額等修正が必要な場合は、各区役所・支所保健福祉センターから指定施術機関へレセプトを返戻する。

2 嘱託医による審査 【毎月11日～月末】

1と並行して、各区役所・支所保健福祉センターの嘱託医が、施術の対象となる疾病であるか、治療効果は見込めるか等の観点から審査を行う。

審査の結果、過誤又は疑義のあるレセプトについては、ケースワーカーを通じて確認し、必要な場合は、各区役所・支所保健福祉センターから指定施術機関へレセプトを返戻する。

3 各区役所・支所における審査 【翌月初～翌月20日頃】

1及び2終了後、各区役所・支所保健福祉センターにおいて、患者の他院への通院状況や日頃のケースワーカーによる訪問調査の状況等と照らし、歩行困難による往療の必要性を中心に審査を行う。

審査の結果、過誤又は疑義のあるレセプトについては、ケースワーカーから患者又は施術者に対して確認し、必要な場合は、各区役所・支所保健福祉センターから指定施術機関へレセプトを返戻する。

4 その他 【適宜】

1から3までの点検・審査や、市民からの通報、関係機関からの情報提供等を受けて、施術報酬の不正請求等が疑われる施術者に対しては、指導又は検査を実施して事実確認を行い、不正の事実が判明した場合は、指定取消や効力停止等の行政処分を行う。